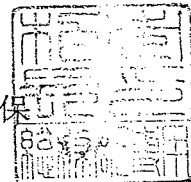


実施機関以外の者への保有個人情報の継続提供に係る諮問書

柏総行第 31 号
平成 27 年 4 月 17 日柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 3 号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することについて、同条第 3 項の規定に基づき平成 26 年 3 月 4 日付け柏企行第 186 号で諮問し、平成 26 年 3 月 12 日付け柏情審第 20 号にて答申を受けた臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務について、当該事務の内容に一部変更が生じるものの、変更が軽微であることから、前回の答申を持って引き続き実施機関以外への保有個人情報の提供を行ってよいか諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
事業変更の概要	臨時福祉給付金：別紙 1 のとおり 子育て世帯臨時特例給付金：別紙 2 のとおり
前回諮問書	別紙 3 のとおり
前回答申書	別紙 4 のとおり
事業変更時期	平成 27 年 6 月予定
担当部署	臨時福祉給付金：保健福祉部保健福祉総務課 子育て世代臨時特例給付金：こども部こども福祉課

